

警察庁交通企画課 御中



日本フードデリバリーサービス協会のご紹介

2025年3月
一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会

Uber Eats:ガイドラインの遵守状況

配達パートナーの 登録時

- ☒ 配達パートナーへの周知事項
 - 車両区分に係る事項を偽らない
 - 登録した車両区分のみを利用
 - 法令違反の場合、罰則の可能性有り
- ☒ 会員規約における義務付け
 - 車両区分に係る事項を偽らない
 - 登録した車両区分のみを利用
-  車両区分確認のチェックリスト
 - 6月末までに導入予定

次頁参照

配達パートナーの 稼働中

- ☒ 定期的な啓発活動
 - 全配達員向けに啓発情報の配信(多言語対応)
 - 警察・行政からの啓発情報の配信
 - 「高リスク」エリアに集中的な啓発を実施
- ☒ 配達パートナーをGPSで追跡
- ☒ 車両の通報制度(アプリ内)
 - 報告の場合、調査及び対応を実施
- ☒ お客様相談室
- ☒ SNSのモニタリング

ペダル付き電動バイク 報告の場合

- ☒ アカウントの一時停止
- ☒ 登録時の車両区分を確認
- ☒ 報告者及び配達パートナーから情報収集
- ☒ 移動速度を確認
- ☒ 登録時の車両区分と異なる車両の利用が疑わしい場合、アカウントの永久停止

車両区分確認のチェックリスト(概要)

【ガイドライン 3-ア (P.8)】

- 配達員の会員登録時等に、配送業務に使用する車体を「自転車」といった、運転免許を受けていない者であっても運転ができる車両区分を登録しようとする者に対しては、**チェックリストを用いて確認及び申告させる方法等により、当該車両がペダル付き電動バイク等の電動モビリティでないことを確認**すること。
- 確認の結果、当該車両がペダル付き電動バイク等の電動モビリティである可能性が高いと認められる場合には、**運転免許を受けていない者であっても運転ができる車両区分での登録をさせないこと。**

チェックリストの対応状況

Uber Eats は現在、チェックリストの作成を開発中。

配達パートナーの登録フローに影響を与える新たな要件は開発が困難なため、2025年6月末導入予定。

チェックリスト導入後の配達パートナー登録フロー

1. Uberドライバーアプリをダウンロードし、アカウントを作成(電話番号・メールアドレス・氏名を登録)
2. 登録に必要な書類をアップロード(プロフィール写真、本人確認書類、運転免許証、ナンバープレート、保険書類など)
3. 車両区分で「自転車」を選択した場合、アカウント稼働前にチェックリストを表示
4. 配達パートナーはチェックリストにて車両区分を確認・申告:
 - a. 車両の種類(普通・電動アシスト自転車 / ペダル付き原動バイク(フル電動自転車) / 徒歩)
 - b. 電動機の有無
 - c. TSマークやBAAマーク表の有無
 - d. スロットルがが装備され、ペダルを回さずに走行可能か
 - e. 走行速度が向上するような改造を施しているか など
5. ペダル付き原動バイクに該当する場合、適切な車両区分(「原付・二輪」)で再登録を案内。該当しない場合、自転車として登録し、配達パートナーのアカウントが有効化され、稼働可能となる

(参考)登録時のチェックリストまでの流れ

①アカウントの作成(電話番号・メールアドレス・氏名・銀行口座の登録)

配達に使用する車両区分
を選択

②登録に必要な本人確認書
類・車両の書類をアップロー
ド

プロフィール写真の登録。
本人確認書類と一致を確認

6:15

電話番号またはメール アドレスをお知らせ
ください

eichinose+test+tokyo@uber.com

続行

または

Apple で続行する

Google で続行する

または

自分のアカウントを探す

次に進むことで、この電話番号宛てに Uber もしくはその関連会社から電話、WhatsApp、または SMS/RCS メッセージ（自動ダイヤルシステムによるものを含む）で連絡が届くことに同意したものとみなされます。

6:05

Uber

ヘルプ

Uber で収入を得る方法を選択
してください

配達

自転車または徒歩での配達

年齢: 18 歳以上
移動手段: 自転車または徒歩

配達

原付 (125cc 以下) またはバイク (125cc 超) での配達

年齢: 18 歳以上
車両: 完全電動自転車、原付 (125cc 未満)、バイク (125cc 以上)
ライセンス: 有効な運転免許証

配達

軽自動車での配達する

年齢: 18 歳以上
車両: 黒のナンバープレート
ライセンス: 有効な運転免許証

乗車

続行する

← Uber

ヘルプ

身分証 - パスポート、運転免許証、マイナンバーカード (外国籍の方は在留カード+パスポート 2点) の写真を撮影してください

[日本国籍] 日本国内で発行されたものであり、正面脱帽の顔写真が写っていることをご確認ください。日本国籍の方が身分証としてご提出いただける書類は、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書に限定されています。[外国籍]「家族滞在」「特定活動(ワーキングホリデー)」の在留資格の場合: 在留カード(表面)とパスポート(顔写真ページ)就労制限が無い場合: 在留カード(表面)とパスポート、運転免許マイナンバーカードのいずれか 特別永住者: 特別永住証明書(顔写真ページ)を提出してください

写真を撮る

← Uber

ヘルプ

プロフィール写真を撮影する

Uber は Veriff と提携し、プロフィール写真の認証を行っています。プロフィール写真は一度送信すると、変更できるのは限られた状況のみになるのでご注意ください。

- 目と口がはっきりと見えるようにして、カメラの方をまっすぐ向きます
- 写真の明るさが十分で、反射光が写りこんでおらず、ピントが合っていることを確認します
- 他の写真を撮影したもの、フィルター、修正写真は使用できません

拡大

により、あなたの顔写真がリアルタイムで撮影された生
の人間であることが確認され、Uber はその顔写真を使っ
て

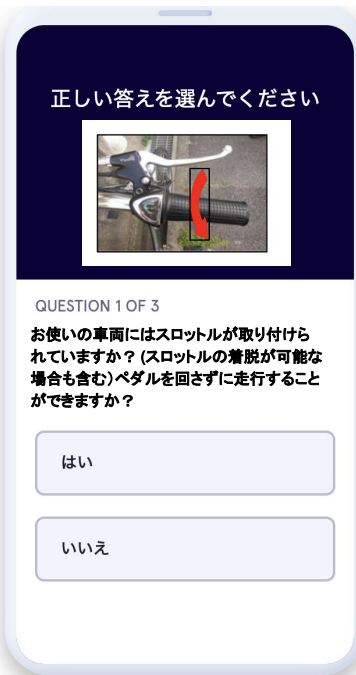
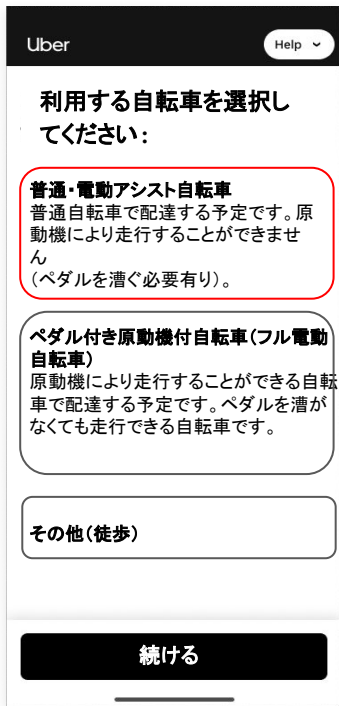
写真を撮る

(参考)登録時のチェックリストまでの流れ

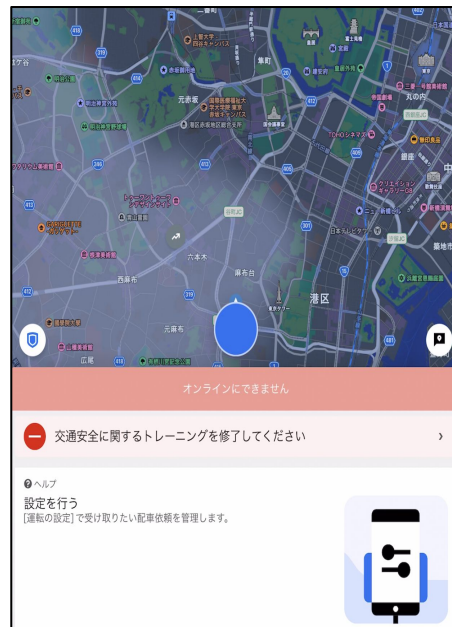
③車両区分で「自転車」を選択した場合、チェックリストを表示

④チェックリストにて「普通・電動アシスト自転車」を選択した場合、確認の質問事項を表示

⑤確認項目を完了しないと稼働できない設定。ペダル付き原動バイクに該当する場合、適切な車両区分（「原付・二輪」）で再登録を案内。



チェックリストのイメージ



出前館

新規登録時の案内資料に出前館として使用不可にしている車両を明記。また、ドライバーアプリで配達を開始する際には登録済みの車両のみ選択できる仕様に改修を行い、管理を厳格化した。

<ドライバーアプリでの配達車両選択画面>

配達車両について Demaecan

配達に使用できる車両は下記です。

- 自転車
- 125cc以下のバイク（原付バイク含む）
- 125cc超のバイク（要 事業用ナンバー取得）
- 車（要 事業用ナンバー取得）

※ご注意※
出前館に登録した車両以外での配達はできません。
車両の変更・追加がある場合は、登録後にお届けをお願いいたします。

使用不可車両 以下は配達に使用できません

× フル電動自転車（通称モベット）
電動機でも走行可能な自転車、
あるいはペダルでも走行可能な電動二輪車



× 電動スクーター
自転車とキックボードの両方を取り入れた車両



× 電動キックボード
キックボード（車輪付きの板）に取り付けられた電動式のモーターにより走行する電動キックボード



使用不可車両を
明記

0件 0円



本日もよろしくお願いいたします

🔄 配達手段を変更する

🚲 自転車で業務開始

登録車両でのみ稼働できる仕様に

配達パートナーの 登録時

✓配達パートナーへの周知事項

- 登録時、使用車両も併せて登録。その際、交通ルールに焦点をおいた適正テストを実施し、ペダル付き電動バイクはWoltでは使用不可と周知
- ヘルプセンター内の登録説明ページにて使用可能な車両を明記
- 配達で使える車両区分を明記

✓契約書・ガイドラインでの義務付け

- 業務委託契約・ガイドラインにて登録車両以外の配達を禁止事項に明記
- 違反の場合は解除と明記

登録時適正テスト問題文面

Woltに登録できない車両（配達できない車両）を選択してください。

誤っている回答を選択してください。

事業用ナンバーを取得した126cc以上のバイク（緑ナンバー）、軽貨物/軽乗用車（黒ナンバー）

~~電動キックボード（原付/特定小型原動機付自転車）やフル電動自転車（ペダル付き電動バイク）~~

自転車、125cc以下の原付バイク

次へ

配達パートナーの 稼働時

✓定期的な啓発活動

- 定期発行物にて全配達パートナーにフル電動自転車（当時の呼称）禁止を周知
- 警察・行政からの啓発情報の配信

✓違法車両の通報

- アプリのサポートデスクにて違反車両通報が可能、自社サポートチームが確認
- X等のSNSにて違反をモニタリング

また、以前よりWolt配達バッグに背番号制を導入することで通報に役立っている

ペダル付電動バイク使用 判明時

✓アカウント停止処分

- 違反報告を確認した場合、該当CPや店舗、顧客等に確認
- 使用が判明した場合には、アカウント永久停止

menu

配達パートナーの登録時

✓ 配達パートナーへの周知事項

- 登録時、使用車両も併せて登録
- 2025年4月頃に、使用車両の登録画面において、ペダル付き原動機付自転車に関する下記の注意文言を追加予定

改修前（現在）

改修後



配達クルー登録

menu配達クルーにお申し込みいただきありがとうございます。

ご希望の配達方法 

車両のご登録は下記のうちおひとつのみご選択いただけます。

 自転車

☐ 原付第一種（排気量50cc以下）

☐ 原付第二種（排気量50cc超125cc以下）

☐ 軽二輪（排気量125cc超250cc以下）

☐ 軽貨物（排気量～660cc以下）

あなたの国籍 

☒ 日本国籍

☐ 外国籍



配達クルー登録

menu配達クルーにお申し込みいただきありがとうございます。

ご希望の配達方法 

配達に利用できるのは、登録した車両のみで、おひとつのみご選択いただけます。
なお、登録車両は、後日変更していただけます。

 自転車

ペダル付き原動機付自転車（通称モベット）は、自転車としてご登録いただけます。
※原付第一種・原付第二種・軽二輪のいずれかから正しい車両をお選びください。

☐ 原付第一種（排気量50cc以下）

☐ 原付第二種（排気量50cc超125cc以下）

☐ 軽二輪（排気量125cc超250cc以下）

☐ 軽貨物（排気量～660cc以下）

あなたの国籍 

☒ 日本国籍

☐ 外国籍

注意書きを
変更

注意書きを
追加

✓ 利用規約・ガイドラインでの義務付け

- 利用規約にて、使用車両は当社が指定する要件を満たす必要がある点、虚偽の情報を申告する行為の禁止を記載
- 違反した場合は解除と記載
- ガイドラインにて登録車両での配達をするように記載

配達パートナーの稼働中

✓ 定期的な啓発活動

- 配達員向けのガイドライン、メールにて警察・行政からの啓発情報の配信

✓ 配達員をGPSで追跡

✓ 通報制度

- お客様・店舗・配達員からの報告を受けた場合は調査・対応を実施

✓ SNSのモニタリング

ペダル付き電動バイク報告の場合

✓ アカウントの一時停止

✓ 報告者、報告対象の配達員に詳細をヒアリング

✓ 移動速度の確認

✓ アカウントの永久停止

- 報告が事実らしいと思われる場合（自転車に登録しているにもかかわらず、自転車以外の車両を利用した場合）